

第13回東御市農業委員会定例総会議事録

東御市農業委員会

委員出欠表

第13回定例会 令和3年4月28日

開会 13時30分

閉会 15時30分

出席委員
(12名)

会長 依田繁二
2 深井佳人
3 武井誠
10 成山喜枝
11 柳澤峰晴
14 齊藤敏彦

15 関敏夫
16 小宮山信幸
17 小野澤文利
18 笹平民男
推進 射手誠司
推進 佐藤邦利

欠席委員
(11名)

会長代理 若林泰平
1 荻原勝夫
5 関一夫
6 小林澄男
7 小山孝幸
8 青木茂良

12 宮下通
13 大塚賢
推進 関泰秀
推進 杉田修司
推進 荻原清一

議事録署名委員

10 成山喜枝

14 齊藤敏彦

出席職員
(5名)

農業委員会事務局
事務局長 小林 幸司
事務局次長 小宮山 真二
事務局 河口 晋也
事務局 土屋 綾
事務局 伊藤 世志子

議事

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第3号 農用地利用集積計画について
報告第1号 農地法第5条の規定による許可の取り消しについて
報告第2号 農地法第3条の規定による許可申請について

※ 会場 勤労者会館2階 大会議室

事務局

ご苦勞様です。本日は若林代理が欠席のため進行を事務局で行います。令和3年度第13回定例総会を開催します。会長、挨拶をお願いします。

議長

皆さんこんにちは。第7期定例総会も2年目を迎えました。花の便りが届くさわやかな季節となりました。ブドウ、リンゴ等の芽吹き花が咲く本格的な時期を迎えましたが、ここ数日の冷え込みによる霜被害がないことを願うばかりです。新型コロナウイルス感染症により、農業面においても様々な影響が出ております。人、農地プラン実質化の地区別推進会議も全体会議とした検討会となり、本年度からは今後の農業委員会法の5年後見直しに向け、プランに示した集積、集約化、担い手の確保活動が重要になり各委員の具体的な取組みが重要視されます。地区ごとの現場の声を吸い上げ、事務局と一体となり地域農業が生き残れる産業にしたいと思っております。それでは、本日の議事録署名委員は、10番成山喜枝委員と14番齊藤敏彦委員をお願いします。農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

それでは議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、説明します。

番号1、〇〇、図面は1ページをご覧ください。〇〇にある農地です。譲受人は〇〇の方、譲渡人は〇〇の方です。譲受人はすでに申請地周辺の農地を所有しており、隣接している申請地を譲り受けたいということです。譲受人は現在90歳ということですが、所有している近隣農地と共に作業委託をしていくということです。野菜を栽培するそうです。譲受人の自宅から車で15分ということで近いため問題ないと判断しました。

番号2、〇〇、図面は2ページをご覧ください。〇〇にある農地です。譲受人は〇〇の方、譲渡人は〇〇の方です。譲受人は農業規模を拡大するため譲り受けるものです。申請地では野菜を栽培する予定です。譲受人の事業所と隣接しており、譲受人の自宅から車で20分ということで近いため、問題ないと判断しました。

番号3、〇〇、外1筆、図面は3ページをご覧ください。〇〇にある農地です。譲受人、譲渡人ともに〇〇の方で、親子です。譲受人は農業規模を拡大するため譲り受けるものです。申請地では水稻を栽培する予定です。譲受人の自宅から車で5分ということで近いため、問題ないと判断しました。

番号4、〇〇、図面は4ページをご覧ください。〇〇にある農地です。譲受人は〇〇の方、譲渡人は〇〇の方です。譲受人は農業規模を拡大するため譲り受けるものです。申請地では野菜を栽培する予定です。譲受人の自宅から車で15分ということで近いため、問題ないと判断しました。

なお、関連があるため、報告第1号農地法第5条による許可の取消しについても、合わせて報告いたします。資料4ページをご覧ください。当該地は、令和3年2月9日付で住宅敷地として農地法5条の許可がされていますが、譲受人の都合等により事業計画が中止となり、このたび、許可の取消申請が提出され、令和3年4月13日付けで取消承認となりました。農地転用許可の取消し要領に基づき、4月8日に担当農業委員の射手委員と現地確認をいたしましたところ、耕作の用に供されていることのほか、その他の取消要件の基準も満たしていることが確認できました。今回、該当地を3条4番の〇〇さんが農地として利用していくことで話がまとまりました。

議長 ありがとうございます。それでは担当委員の説明にはいります。番号1の案件につきまして、佐藤委員より説明をお願いします。

佐藤委員 説明します。譲渡人の〇〇さんは〇〇に住んでいまして、戻る意思がありません。譲受人の〇〇さんは高齢ですが、譲り受ける周辺の農地も所有しておりますが、委託して耕作をしています。申請地においても同様に農地として活用するそうです。よろしくお願いします。

議長 ありがとうございます。番号1の案件につきまして、ご意見ご質問がある方は挙手の上発言をお願いします。特にないようですので裁決に入ります。番号1の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手) 全員の賛成と認め、決定とします。続きまして、番号2の案件につきまして成山委員より説明をお願いします。

成山委員 説明します。譲渡人は〇〇さんで、相続で譲り受けてから耕作はしていませんでした。譲受人は〇〇さんで〇〇の役員です。自宅は〇〇で、農業をしていることから申請地を譲り受けて野菜を栽培するそうです。ご審議よろしくお願いします。

議長 ありがとうございます。番号2の案件につきまして、ご意見ご質問がある方は挙手の上発言をお願いします。特にないようですので裁決に入ります。番号2の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手) 全員の賛成と認め、決定とします。続きまして、番号3の案件につきまして若林代理ですが、本日欠席のため事務局の説明で審議をお願いします。ご意見ご質問がある方は挙手の上発言をお願いします。

齊藤委員 親子関係ですか。

事務局 お二人は親子です。生前贈与で渡したいということで、相続にあたらないので3条案件の手続きで譲り渡すそうです。既に営農はしています。

議長 ありがとうございます。他にございますか、ないようですので裁決に入ります。番号3の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手) 全員の賛成と認め、決定とします。続きまして、番号4の案件につきまして射手委員より説明をお願いします。

射手委員 よろしく申し上げます。〇〇にある農地で、〇〇にあります。この農地は1月に農地法第5条の規定による許可申請がされて、認可されましたが、許可の取り消しにより農地法第3条の規定による許可申請となりました。譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さんです。〇〇さんは個人医院を開業しています。〇〇さんは農業規模を縮小したいとのことです。〇〇さんは医院を息子に任せて農業に専念したいそうです。〇〇さんは農業歴4年で野菜を栽培するそうです。現在遊休農地となっていますので有効活用するという事で譲り受けるものとして適任かと思えます。ご審議よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。それでは質疑には入りません。番号4の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。特にないようですので裁決に入ります。番号4の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手) 全員の賛成と認め、決定といたします。続きまして第2号議案農地法第5条による許可申請について事務局より説明をお願いします。

事務局 計画変更1番、〇〇、図面は5ページをご覧ください。5条1番案件と関連があるため一括説明します。〇〇にある農地です。計画変更申請で、駐車場兼造園用道具置場敷地の申請です。譲受人は市内で不動産賃貸業及び造園業を行っている業者です。譲渡人は〇〇の方です。当初は、譲渡人が平成9年に住宅敷地として許可を受けたのですが、妻の実家に近い〇〇に住宅を建築したため、転用事業は行っていませんでした。譲受人は申請地の近隣の事業所の駐車場及び資材置場が不足しており、申請地に計画するものです。第1種農地ですが、集落に接続しているため、変更申請の承認は問題ないと判断しました。

番号2、〇〇、所有権移転、図面は7ページをご覧ください。〇〇にある農地です。資材置場敷地の申請です。譲受人は土木資材製造販売業を行っている〇〇の業者です。譲渡人は〇〇の方です。譲受人は申請地を隣接する東御工場の資材置場として利用を計画するもので、譲渡人は譲受人の申出に応じたものです。工業地域で用途地域内の第3種農地のため、転用は問題ないと判断しました。

番号3、〇〇、使用貸借権設定、図面は9ページをご覧ください。〇〇にある農地です。住宅敷地の申請です。譲受人は〇〇の方、譲渡人は4名おり、〇〇の方、〇〇の方、〇〇の方、〇〇の方、〇〇の方で、譲受人と譲渡人の〇〇の方は親子です。譲受人は現在借家に住んでいますが、手狭なため申請地を借り受けて住宅を新築したいとのことです。なお、申請地は令和3年3月に農振除外済です。第1種農地ですが、集落に接続しているため、転用はやむを得ないと判断しました。

番号4、〇〇、所有権移転、図面は11ページをご覧ください。〇〇にある農地です。住宅敷地の申請です。譲受人は〇〇の方、譲渡人は〇〇の方です。譲受人は現在借家に住んでいますが、生活基盤を固めるため、申請地に住宅を建築したいとのことです。準住居地域で用途地域内の第3種農地のため、転用は問題ないと判断しました。

番号5、〇〇、外1筆、所有権移転、図面は13ページをご覧ください。〇〇から西に500メートルほど進んだ先にある農地です。特定建築条件付土地敷地の申請です。譲受人は宅地建物取引業を行っている〇〇の方です。譲渡人は2名おり〇〇の方です。譲受人は申請地にて204.54平方メートルから321.08平方メートルの4区画の分譲を計画するもので、譲渡人は譲受人の申出に応じたものです。本申請は建築条件付の建売分譲ということで、通常の建売分譲と異なり、分譲地に販売期間を設け、分譲地の購入者がハウスメーカー等の建築業者と契約して住宅を建築するものです。販売期間中に販売できなかった分譲区画には転用事業者が住宅を建築して、建売分譲を行うこととしています。また、雑排水については公共下水道へ接続放流する計画です。なお、申請地は令和3年3月に農振除外済です。第1種農地ですが、集落に接続しているため、転用はやむを得ないと判断しました。

番号6、〇〇、賃借権設定、図面は15ページをご覧ください。〇〇の北西にある農地です。駐車場敷地の申請です。譲受人は製造業を行っている〇〇の業者です。譲渡人は〇〇の方です。譲受人は申請地を隣接する事業所の駐車場として利用を計画するもので、譲渡人は譲受人の申出に応じたものです。第1種低層住居専用地域で用途地域内の第3種農地のため、転用は問題ないと判断しました。

議長

ありがとうございました。それでは担当委員の説明にはいります。計画変

更1、番号1の案件につきまして、小野澤委員より説明をお願いします。

小野澤委員 説明します。申請地は〇〇の農地です。譲受人は〇〇で、譲渡人は〇〇さんで、親子の関係です。〇〇さんについては、転用許可を受けたのですが、妻の実家に家を新築することになりました。親が経営する造園会社の駐車場と資材置き場が手狭となり計画変更して、第5条の申請となりました。隣接する方の同意はいただいているそうです。問題はないと思いますが、ご審議よろしくお願いします。

議長 ありがとうございます。それでは質疑にはいりません。計画変更1、番号1の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。特にないようですので裁決に入ります。計画変更1の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手) 全員の賛成と認め、決定とします。続きまして、番号1の案件につきまして賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手) 全員の賛成と認め、決定とします。続きまして、番号2の案件につきまして、佐藤委員より説明をお願いします。

佐藤委員 申請地は〇〇にある農地です。譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇です。以前転用した場所の東側です。今回資材置場として使用したいということで申請となりました。よろしくお願いします。

議長 ありがとうございます。それでは質疑にはいりません。番号2の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

小野澤委員 土木資材の搬入搬出の進入路ですが、東側の農道を使うとかなり狭く周りに迷惑がかかると思います。どのような計画になっていますか、お聞きします。

事務局 図面8ページをご覧ください。〇〇が申請地で、〇〇、〇〇は昨年転用許可をした場所で出入り口は西側からで、敷地内の進入になります。東側には影響を及ぼす計画にはなっていません。

議長 ありがとうございます。他にございますか、ないようですので裁決に入ります。番号2の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手) 全員の賛成と認め、決定とします。続きまして、番号3の案件につきまして、齋藤委員より説明をお願いします。

齋藤委員 説明します。申請地は〇〇で、譲渡人は4名共有の土地であり、その中の一人〇〇さんの息子で、〇〇さんが譲受人です。現在〇〇に住んでおりますが、実家の近くに家を建てたいとのことです。問題はないと思いますが、よろしくをお願いします。

議長 ありがとうございます。それでは質疑にはいりません。番号3の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。特にないようですので裁決に入ります。番号3の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手) 全員の賛成と認め、決定といたします。続きまして、番号4の案件につきまして、射手委員より説明をお願いします。

射手委員 よろしくをお願いします。〇〇にある農地です。譲受人は〇〇さん、譲渡人は〇〇さんです。〇〇さんは現在アパートに住んでいますが、将来に向けて生活基盤を固めるため住宅敷地の申請となりました。隣接の方2名の同意をいただいております、周辺農地への影響もなく、問題はないと思いますが、ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。それでは質疑にはいりません。番号4の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。特にないようですので裁決に入ります。番号4の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手) 全員の賛成と認め、決定といたします。続きまして、番号5の案件につきまして、射手委員より説明をお願いします。

射手委員 よろしくをお願いします。〇〇にある農地です。譲受人は〇〇さん、譲渡人は2名で〇〇さんと〇〇さんです。譲受人の〇〇さんは、宅地建物取引業を行っている業者で、住宅不足解消と、会社の業績向上を図るため建築条件付建売分譲で4区画販売したいそうです。隣接農地2名の方、〇〇区長の承諾を得ているそうです。農地への影響ですが、日照、通風は軽微のため問題ないと思いますが、ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。それでは質疑にはいります。番号5の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。特にないようですので裁決に入ります。番号5の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手) 全員の賛成と認め、決定いたします。続きまして、番号6の案件につきまして、射手委員より説明をお願いします。

射手委員 よろしくをお願いします。〇〇にある農地で賃借権設定20年です。譲受人は〇〇、譲渡人は〇〇さんです。譲受人は精密板金加工を手掛けており大型トラックの出入があります。資材搬出搬入時と従業員の駐車場確保のため計画したそうです。隣接農地の了解はいただいているそうです。問題はないと思いますが、ご審議よろしくをお願いします。

議長 ありがとうございます。それでは質疑にはいります。番号6の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。特にないようですので裁決に入ります。番号6の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手) 全員の賛成と認め、決定いたします。続きまして、第3号議案農地利用集積計画について事務局より説明をお願いします。

事務局 第3号議案、農用地利用集積計画4月分について説明します。資料4ページから6ページが通常の利用権設定です。27件、62筆、合計85、970平方メートルです。資料7ページが所有権移転です。2件、4筆、合計6、842平方メートルです。資料8ページから9ページは中間管理事業を使った利用権設定です。32件、43筆、合計68、597平方メートルです。全体の合計は61件、109筆、161、409平方メートルです。以上です。

議長 ありがとうございます。ただ今の説明についてご意見ご質問がある方は挙手の上発言をお願いします。

斎藤委員 〇〇外何筆かありますが、土手が荒れているのが気になります。この場合借りている人なのか、貸している人の管理なのか、きれいにしたいと思っています。

会長 私の考えですが、土手まで農地の持ち主が行うべきだと思います。

事務局 利用権設定では決まりはなく、話し合いの中で行なえば良いと思います。荒れ地になっている報告をいただければ、事務局で指導します。

笹平委員 ○○さんは手広く耕作をしておりますが、どこの農地も草刈りができていないように思われます。

事務局 これに限らず荒れている所がありましたら、事務局で連絡を取り指導します。

議長 ありがとうございます。他にございますか、ないようですので裁決に入ります。ただ今の説明につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手) 全員の賛成と認め、決定といたします。続きまして、報告第2号農地法第3条の規定による許可申請について事務局より説明をお願いします。

事務局 報告第2号農地法第3条の規定による許可申請について説明します。○○、外1筆、図面は17ページをご覧ください。○○にある農地です。譲受人は○○の方、譲渡人は○○の方です。令和3年1月の定例総会にて、農地法第3条の規定による適格者証明を、交付した競売案件の、所有権移転に伴う農地法第3条申請です。適格者証明申請と同一内容のため、専決処理で令和3年4月1日に許可したことを報告いたします。

議長 ありがとうございます。以上をもちまして議事を終了します。慎重審議のご協力ありがとうございます。

議事録署名人_____

(※直筆をお願いします)